

同意事項

依頼者は、一般社団法人うるまロケーションサービス（以下「当団体」）にロケ撮影の支援を申し込むにあたり、以下の同意事項を了承し、遵守するものとします。

1. 有償サービスについて

- ・当団体は、民間会社の運営による有償サービスを基本としています。
- 依頼者は、当団体が別途提出済みのコーディネート料等を記載した見積額の支払いに同意の上、ロケ撮影の支援を申し込むものとします。
- ・依頼者が法人の場合、見積額の半額を見積書に記載の当団体銀行口座に依頼者が振り込むものとし、当団体にて振込を確認した時点で、正式に申し込みが完了したものとします。
 - ・依頼者が法人の場合、撮影終了後、見積額の残りの半額を見積書に記載の当団体銀行口座に依頼者が振り込むものとします。（但し途中で依頼内容が変更になった場合、別途御見積の上、その差額を振り込むものとします）
 - ・依頼者が個人の場合、見積額の全額を見積書に記載の当団体銀行口座に依頼者が振り込むものとし、当団体にて振込を確認した時点で、正式に申し込みが完了したものとします。
 - ・依頼者が法人、個人を問わずに、申し込み完了後、依頼者に起因する理由で撮影が中止になった場合、当団体が別途提出済みの見積書に基づき、その時点までに掛かった全ての費用を依頼者が当団体に支払うこととします。

2. 当団体で支援できない事項

- ・当団体は地元住民の生活環境保護、自然環境保護を最優先しています。
- そのため、作品の内容及び撮影方法が地域に不利益をもたらすと判断した場合は、支援は行えません。
- ・理由を問わず、一般社団法人うるま市観光物産協会または島しょ地域自治会（伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・津堅島）がロケ受入れを拒否した場合は、支援は行えません。

3. 依頼者の一般的義務

- ・依頼者はロケ撮影申し込み前に、下記の書類を、当団体に提出するものとします。

【法人の場合】

- (1)会社案内（初回のみ）
- (2)登記簿謄本（初回のみ・3カ月以内に発行のもの）
- (3)作品企画書、台本、コンテ等
- (4)制作スケジュール

【個人の場合】

- (1)身分証明書の写し
- (2)撮影内容がわかる資料

- ・依頼者は当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュール、その他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。
- ・依頼者は当団体との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- ・依頼者は当団体の求めにより、当団体がロケ支援を行うために必要な協力又は作業を行うものとします。

4. 事故等の防止

- ・依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ・撮影等に関して事故、住民からのクレーム、その他のトラブルが発生した場合において、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断した時は、依頼者は当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。

5. 地元住民、自然環境への配慮

- ・依頼者は、住民に迷惑となる行為、自然環境に悪影響を及ぼす行為を行ってはならない。
(大きな騒音、無断での私有地への立ち入り、自然植物を折る行為、ゴミ等の放置、違法駐車、迷惑運転等)
ただし、早朝深夜の撮影等、止むを得ず撮影現場周辺の住民等の迷惑となることが予想される撮影を行う場合は、事前に当団体に知らせ了承を得るとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- ・依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

6. 原状回復等

- ・依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。

7. 損害賠償

- ・依頼者は、第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任で第三者に適切に対処するものとする。
- ・依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとする。

8. 免責

・依頼者は、ロケ支援の結果、天候等の理由により、十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。この場合、当団体はロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて、依頼者に対して責任を負わないものとします。

・依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。

9. 広報

・当団体は、依頼者に対し事前に知らせたうえで、ロケ撮影支援の実績を当団体の広報（当団体ホームページ、SNS 等）に用いることがあります。

以上